

おきなわ市町村DX伴走支援サポーター（沖縄県過疎地域等政策支援員）設置要綱

令和4年5月17日企画部長決裁

令和5年2月17日改定

（趣旨）

第1条 この要綱は、県が市町村における自治体DX推進に係る取組を支援するために設置する「おきなわ市町村DX伴走支援サポーター」（以下「サポーター」という。）の業務等に関し、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 自治体DX推進計画（令和2年12月25日総務省）において示された、市町村における自治体DXの推進に係る取組に対し、助言や調整等をはじめとした支援を行い、市町村の取組をサポートすることを目的とする。

（業務内容）

第3条 サポーターは、市町村、沖縄県及び事業者等と連携し、次に掲げる業務を行う。なお、その業務については、過疎地域を有しない市町村（条件不利地域を有する市町村に限る。）の支援業務に従事する時間の合計が過疎地域を有する市町村の支援業務に従事する時間の合計を超えないこと。

- （1）自治体の行政手続のオンライン化に関する支援
- （2）自治体情報システムの標準化・共通化に関する支援
- （3）その他、自治体DX推進計画に示された市町村における取組に関する支援

（委嘱）

第4条 サポーターは、県が実施するDX人材確保育成市町村支援事業の一環として委託する沖縄県市町村DX支援業務委託（以下、「事業委託」という。）の受託者（以下、「事業者」という。）が業務を遂行するにあたり必要な専門知識や実務経験を有している者として指名する者の中から知事が委嘱し、県ホームページにおいて委嘱者を公表する。

（委嘱期間）

第5条 サポーターの委嘱期間は、事業委託に係る契約書（以下、「契約書」という。）

に定める履行期間とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第6条 サポーターは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(退任)

第7条 サポーターは、自己都合により任期の途中において退任を希望する場合は、原則として、退任希望日の30日前までに申し出ること。

(解任)

第8条 知事は、サポーターが次の各号の一に該当する場合は、任を解くことができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務違反があると認めるとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
- (3) その他サポーターとしてふさわしくない行為があると認めるとき。
- (4) 第1号から第3号の他、契約書の契約解除に関する条項に該当するとき。

(県の役割)

第9条 県は、サポーターの活動が円滑に実施できるよう、必要に応じて次に掲げる支援等を行う。

- (1) 支援活動に係るコーディネート
- (2) 市町村及び事業者等との調整
- (3) その他、サポーターが円滑に活動するために必要な支援

附 則

この要綱は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱に基づき委嘱されたサポーターについては、なお従前の例による。